

第6章 申請に対する標準処理期間の基準

第1 標準処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により必ずしも一定ではないが、標準処理期間としておおむね第2に示すとおりとする。

第2 申請に対する標準処理期間

申請に対する標準処理期間は、次のとおりとする。

	申請区分	標準処理期間（日）	期間起算日	期間終了日
1	仮貯蔵・仮取扱承認申請	5	申請日の翌日	承認書交付日
2	設置許可申請	21	申請日の翌日	許可証交付日
3	変更許可申請	14	申請日の翌日	許可証交付日
4	完成検査申請	5	検査完了日の翌日	検査済証交付日
5	仮使用承認申請	14	申請日の翌日	承認書交付日
6	完成検査前検査申請	5	検査完了日の翌日	タンク検査済証交付日
7	予防規程制定・変更認可申請	15	申請日の翌日	認可書交付日
8	漏れの点検期間延長申請	5	申請日の翌日	承認書交付日
9	許可証等再交付申請	5	申請日の翌日	許可証等再交付日
10	完成検査済証再交付申請	5	申請日の翌日	検査済証再交付日
11	危険物基準の特例適用申請	5	申請日の翌日	承認書交付日

備考

- 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。
 - 土曜、日曜、祝日及び年末年始等の閉庁日
 - 危険物保安技術協会（KHK）へ審査委託等を行う申請等については、その審査委託期間（委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで）
 - 申請者又は申請代理人による書類の補正に要する期間

- 2 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。
- 3 交付日とは、許認可書等については、許認可年月日を示し、検査済証、通知書については、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- 4 不許可等により、許可証等が交付できないときは、通知日を期間終了日とする。